明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書（六）　一

〔告　示〕
○第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（外務一六一）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書（条約第六号）（外務省）

この議定書は、平成一八年五月一日付けの日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に示された在日米軍再編計画が平成二四年四月二七日付けの日米安全保障協議委員会共同発表（以下「共同発表」という。）によって調整されたこと等を踏まえ、平成二一年二月に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正するものであり、その概要は次のとおりである。

1　協定の前文について、ロードマップの一部内容を記載した第五段落から第九段落までを削除し、共同発表による在日米軍再編計画の調整等を反映した新たな六段落（第三海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すこと等）を加えることについて定める。（第一条関係）

2　協定第一条について、「第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人」を「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改めることについて定める。（第二条関係）

3　協定第二条について、「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改めることについて定める。（第三条関係）

4　協定第三条を削除することについて定める。（第四条関係）

5　協定第四条について、「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる旨の規定を加えることについて定める。（第五条関係）

6　協定第四条を第三条とし、新たな第四条として、アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮することについて定める。（第六条関係）

7　協定第九条2を改め、協定第二条に規定するアメリカ合衆国の措置は、移転のための資金(1)アメリカ合衆国の資金及び(2)第一条1に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件とすることについて定める。（第七条関係）

8　この議定書の効力が生ずる日前又は以後に日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認されることについて定める。（第八条関係）

9　この議定書の効力発生について定める。（第九条関係）

条　約

条約第六号

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）に鑑み両政府がとるべき更なる措置に関して協議することを特に公表した二千十二年四月二十七日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表を想起し、

協定を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中第五段落から第九段落までを削り、第四段落の次に次の六段落を加える。

日米安全保障協議委員会が二千十二年四月二十七日付けの共同発表（以下「共同発表」という。）においてロードマップにその概要が示された計画を調整することを決定し、並びにその調整の一部として、第三海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定したことを想起し、

共同発表において、合計約九千人の第三海兵機動展開部隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転することが確認されたことを認識し、

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三